

役務提供等設計書

設計金額	総価 _____円 単価 _____円	
	<small>消費税及び 地方消費税込み</small>	<small>消費税及び 地方消費税込み</small>
会計・予算科目	款 01 項 01 目 01 細目 002 細々目 01 特別 22 節 11 細節 11	
役務提供等の名称	藤沢市介護認定審査会ペーパーレス会議システム	
役務提供等の内容	藤沢市介護認定審査会ペーパーレス会議システムの使用	
役務提供等の場所 又は施設名称	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市介護保険課	
役務提供等の期間	2024年(令和6年)10月1日 から 2025年(令和7年)3月31日 まで	年数 月数 6ヶ月
かし担保	<input type="checkbox"/> 契約書(設計用)、設計関係図書又は仕様書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
現場説明	<input type="checkbox"/> 要 (日時 場所) <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
支払方法	<input type="checkbox"/> 完了払 <input checked="" type="checkbox"/> 部分払及び完了払 (6回) <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/>	
支払場所	藤沢市指定金融機関市役所内派出所	
その他 特記事項	<input checked="" type="checkbox"/> 金額は、総価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 金額は、単価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 金額は、総価及び 当り単価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 金額は、複数年の総価で記入してください。 <input type="checkbox"/> ユニバーサルサービス料金は3円で積算してください。 <input type="checkbox"/> リース期間満了時の残価の精算は行いません。 <input type="checkbox"/> 使用者は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとします。 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。	

契約後の連絡先 福祉部介護保険課 TEL0466-50-3527

内訳

名 称	数量	単位	単価(円)	金 額(円)	摘要
導入に係る費用	1	式			
システム使用料	6	月			
小計					
消費税及び 地方消費税					
合計					

藤沢市介護認定審査会ペーパーレス会議システム仕様書

1 総則

介護認定審査会ペーパーレス会議システムの調達にあたっては、既存のクラウド文書共有システムパッケージを利用し、カスタマイズを行わず調達するものとする。

2 使用期間

2024年（令和6年）10月初旬から

2028年（令和10年）3月31日まで

ただし、使用期間開始については導入準備が整った日とし、システム使用契約は単年度ごとに行い、翌年度以降において歳出予算の金額について削減があった場合は、システム使用契約を行わないものとする。

また、システムの使用期間は2028年（令和10年）3月31日までを想定し、使用期間中の月額使用料は消費税率の変動等やむを得ない場合を除き、変動しないものとする。

3 導入スケジュール

- (1) システム使用契約の締結：2024年（令和6年）10月1日
- (2) 操作説明会：2024年（令和6年）度中に実施
- (3) システムの本稼働：2024年（令和6年）11月1日

4 基礎情報

- (1) システム利用者数（ユーザーID数）：75人
- (2) 審査件数：審査会を週10回開催し、1回あたり40件程度を審査
- (3) サーバー必要容量：1ギガバイト以上
- (4) 導入予定機器：Windows搭載のタブレット（74台）及びノートPC（1台）

5 必須機能要件

- (1) ユーザーごとにIDが割り振られ、ID及びパスワードによるログイン認証を行い、また、ユーザーごとに権限設定ができること。なお、パスワードは十分な長さ（8文字以上推奨）とし、文字列は想像しにくいもの（アルファベットの太文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等）を設定可能なこと。
- (2) フォルダごとに資料管理を行うこととし、フォルダは階層設定を3階層以上設定できること。なお、資料のダウンロード及び印刷について、ユーザーごとに制限できること。
- (3) 審査会委員ごとに対象者に対する事前審査判定を入力することができること。

- (4) 認定調査票と主治医意見書を2画面表示できること。
- (5) 利用支援のために、電話又はメールによるサポート窓口を整備すること。
- (6) 本システム上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。
- (7) 不正アクセス対策として、IPアドレスやクライアント証明書などによるアクセス制御を実施すること。
- (8) サービス利用終了時には、システム上に保存されたデータが復元できないよう抹消し、証明書を提出すること。

6 操作説明会

- (1) 操作説明会：管理者向け1回(日中)、利用者向け2回(夕方から夜間にかけて)の合計3回実施する。
- (2) オフラインで行うものとし、会場の手配、スクリーン、プロジェクターは使用者が行うものとする。システム提供者は資料の作成、配布、説明を行うものとする。
- (3) 詳細な日程は、別途協議して決定する。

以 上

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「使用者」という。）と事業者（以下「提供者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取り扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、使用者と提供者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、使用者からの提供や本契約を履行する過程にて作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合も含む）等についても適用する。
- 4 提供者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び使用者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 提供者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 提供者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、使用者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により使用者に通知するものとする。
- 2 使用者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して提供者に責任者等の変更を求めることができる。

3 提供者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により使用者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 提供者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 提供者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 提供者は、使用者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 提供者は、データを使用者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 提供者は、使用者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(データの持出し)

第7条 提供者は、業務上、やむを得ず使用者の環境からデータを持出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、使用者の許可を受けなければならない。

2 提供者は、持出したデータの業務上の利用が完了したときは、速やかに使用者にデータを返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

3 提供者のパソコン及びモバイル端末（以下、パソコン等という）に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(パソコン等及びデータの持込み)

第8条 提供者は、使用者の環境にパソコン等及びデータを持込み、作業を行う場合は、様式第3号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、使用者の許可

を受けなければならない。

(安全管理義務)

第9条 提供者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。

2 第7条第1項の規定によりデータを持出す場合は、パスワード等による暗号化の措置を行うとともに、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。使用者から提供されたデータについても同様とする。

3 第8条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で使用者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第4号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体内のデータ消去)

第10条 提供者は、本契約期間満了に伴い使用者が返却した記録媒体について、データの消去を行わなければならない。

2 提供者は、消去作業に当たっては、設置場所又は使用者が指示する場所において、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。消去作業は、原則として使用者の職員立会いの下で実施しなければならない。

3 提供者は、消去作業を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約期間満了前に、消去対象、作業予定日、作業者、作業場所、消去方法等を記載した様式第5号「データ消去届出書」により使用者に届出なければならない。

4 提供者は、消去作業を完了した日から14日以内に、消去対象、作業実施日、作業者、作業場所、消去方法等を記載した様式第6号「データ消去証明書」を使用者に提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

第11条 提供者は、本契約の履行上、使用者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第7号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(監督及び監査)

第12条 使用者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、提供者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、提供者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第13条 使用者は、本契約において個人情報扱う場合、個人情報の取り扱いについて、提供者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、提供者と協議の上、使用者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第14条 提供者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、使用者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により使用者に提出しなければならない。

(事故発生への報告義務)

第15条 提供者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を使用者に通知し、使用者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により使用者に報告しなければならない。

2 使用者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16条 使用者は、提供者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 提供者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、使用者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 提供者は、本契約の履行に当たり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第18条 本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。
(以下余白)